

令7福情答申第9号

令和8年2月27日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(総務企画局行政部総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 作 間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る公開決定処分及び一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年12月23日付け総総第772号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの総務企画局行政部情報公開室(情報公開請求受付等の窓口)の職員(正職員・臨時的任用職員・非常勤職員等全ての職員)の氏名とそれぞれの職務上の肩書き・職務担当内容が分かる文書」に係る公開決定及び一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの総務企画局行政部情報公開室（情報公開請求受付等の窓口。以下「情報公開室」という。）の職員（正職員（地方公務員法第3条第2項の一般職職員。以下「一般職職員」という。）、臨時的任用職員・非常勤職員（同法第22条第2項及び第3項（当時）の非常勤職員。以下「非常勤職員」という。）等全ての職員）の氏名とそれぞれの職務上の肩書き・職務担当内容が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った公開決定及び一部公開決定（以下、あわせて「本件決定」という。）の取消しを求める本件審査請求は、請求の利益が認められないため、これを却下すべきである。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年8月22日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開等を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年8月10日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和4年8月22日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年11月25日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論等意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

① 審査請求の趣旨

本件決定は、福岡市の一般職職員の氏名が個人情報として保護される一方、非常勤職員の氏名は個人情報として保護されず公開されるという一般職職員・非常勤職員の違いによる不当な差別的な扱いであるため、本件決定の取消しと決定処分の変更を求め、やり直しを求める。

② 審査請求の理由

福岡市の一般職職員の氏名が個人情報であるという理由で非公開（事務担当課：総務企画局人事部人事課（以下「人事課」という。））になったことに対して、非常勤職員である臨時的任用職員・会計年度任用職員の氏名が公開（事務担当課：情報公開室）された。これは福岡市の非常勤職員の氏名は、個人情報の扱いではなく保護されないということである。

一般職職員と非常勤職員との間に待遇の違いを設けることはあると考える。しかし、一般職職員の氏名が個人情報として保護されるのに対して、非常勤職員の氏名が保護されないのは、理解ができない。非常勤職員の氏名を個人情報として保護しない理由が、福岡市の規定の中にあるのかもしれない。しかし、人権尊重という観点から考えると非常勤職員の氏名も一般職職員と同様に個人情報として保護される必要があると考える。

また、非常勤職員の氏名を公開するのであれば、一般職職員の氏名も同様に公開すべきだと考える。

どちらにしても、一般職職員と非常勤職員という差によって、氏名の公開・非公開を決めることや非正規であることを理由に氏名を公開することは、非常勤職員を不当に差別していることになる。よって「令和4年8月22日付 公文書公開決定通知書 情公第221-1号」、「令和4年8月22日付 公文書一部公開決定通知書 情公第221-2号」の2件の本件決定を取り消し、人権に配慮した決定処分の変更を求め、やり直しを求める。

(2) 反論等意見書における主張

① 反論等意見の趣旨

一般職職員も非常勤職員もどちらも公務員であると考える。

しかし、非常勤職員の過年度職員には条例第7条第1号ただし書ウを適用し公務員であることを理由にして氏名を公開している一方、一般職職員の過年度職員の氏名には条例第7条第1号ただし書ウを適用せず氏名を個人情報扱いにして非公開にしている。

これは明らかに一般職職員と非常勤職員の処遇を違うものにしてはいる上に、非常勤職員に対する差別行為であると考える。情報公開室は、非常勤職員の氏名を一般職職員と同じように非公開にするか、一般職職員も非常勤職員と同じように条例第7条第1号ただし書ウを適用して氏名を公開するかのどちらかについて決定し直すことを求める。

② 反論等意見の理由

非常勤職員の氏名に限定して公文書公開請求した場合、非常勤職員の氏名が公務員として公開されるという決定が出れば、公開請求者はその決定に対して何も不服もなく疑問もない。

しかし、公開請求者（審査請求人）は、一般職職員と非常勤職員の両方に対して職務上の職員名簿の公開請求を行っている。

総務企画局行政部総務課が提出した諮問書の中に、「非常勤職員の職員番号と報酬は非公開にした」と記載があるが、審査請求人は非常勤職員の職員番号と報酬が非公開になったことについて審査請求しているのではない。非公開決定の非公開の項目に非常勤職員の氏名が入っていないことに対して審査請求をしている。

情報公開室の弁明意見書の中には、非常勤職員の氏名の取扱いにのみ記載があり、それだけを読めば弁明意見書の記載内容は問題ないように読める。

しかし、情報公開室が非常勤職員の氏名を公開していることと、同じ福岡市職員の中で人事課が一般職職員の氏名を非公開にしている事実との整合性がとれていないことを、審査請求人は問題視している。

公文書公開請求は福岡市長宛に出したものであり、公文書公開請求内容に

該当する文書を所有している全ての部署課が決定を出すのが通常の手順である。したがって、人事課がなにかしらの決定を出すことは当然のことである。

人事課の非公開理由は、過年度の一般職職員の氏名は個人の情報に当たるといふものであり、条例第7条第1号ただし書ウには該当しないということになる。

情報公開室の弁明意見書によると、非常勤職員の氏名公開の理由は条例第7条第1号ただし書ウに該当し、公務員だからとのことである。

つまり、一般職職員の過年度の氏名が個人情報扱いとなることに対して非常勤職員の氏名は個人情報ではなく公務員としての扱いであるという違いが生じている。

一般職職員の氏名の取扱いと非常勤職員の氏名の取扱いが明らかに違うとなれば、立場の弱い非常勤職員への差別的行為であると考えざるを得ない。

一般職職員と非常勤職員との違いで、氏名を公開するかどうかの対応が違う場合、一般職職員の氏名を公開して非常勤職員の氏名は非公開にするというのなら、納得できる。

なぜなら、一般職職員は身分が保証されているのに対して、非常勤職員は1年ごとの契約になっているなど不安定な状況に置かれているからである。非常勤職員が不利な立場にならないように、一般職職員が配慮すべきであると考ええる。

一般職職員は一般職職員として責任を持つ存在であり、公務員としての職務を全うしているのであれば、堂々と氏名を公開すべきである。公文書公開請求内容に対して、一般職職員に関しては氏名が記載された文書は何一つ公開されていない。非常勤職員の辞令を公開するのならば、一般職職員の情報公開室への異動や配置の辞令なども公開すべきだと考える。

一般職職員と非常勤職員は違うと言われてしまうかもしれないが、一般職職員の氏名は保護され公開されないことに対して非常勤職員の氏名が公開されたことには、非常勤職員への差別的なニュアンスが感じ取られる。「福岡市は、一般職職員は守るが非常勤職員は守らない」と言っていると受け取られても仕方がないことだと考える。

一般市民から見ると、一般職職員も非常勤職員もどちらも公務員である。条例で公務員の氏名は公開するという内容が入っているにも関わらず、一般職職員の過年度の氏名は非公開である。人事課と情報公開室とでは、保管している文書に違いがあるとしても、同じ公務員でありながら、一般職職員は氏名を個人情報だとして保護し、非常勤職員の氏名は公務員という理由で公開するというところに合理的な理由が見つからない。

これは非常勤職員への差別行為そのものであると考える。福岡市は非常勤職員への差別行為をやめ、一般職職員と非常勤職員の氏名の公開・非公開を統一した対応に変えていただきたい。

よって、「令和4年8月22日付 情公第221-1号 公文書公開決定処分」・「令和4年8月22日付 情公第221-2号 公文書一部公開決定処分」を取り消し、決定処分のやり直しを求める。

(3) 口頭意見陳述における主張

審査請求人（公開請求者）が求めている文書は職務上作成された職員名簿であり、個々人の「臨時的任用辞令」・会計年度任用職員の「辞令」ではない。非常勤職員の個人情報を必要以上に公開しているのは、非常勤職員に対する不当な扱いであり差別であるとする。

一般職職員の過去の名簿・氏名は非公開になっていることに対して、非常勤職員の場合は「公務員であることを理由にして」公開という決定である。このことの意味は、一般職職員は2年以上経てば公務員ではなくなるという話で一般職職員と非常勤職員との間に扱いの差が生じるのは情報公開室の中の労働環境に問題があるのではないかと疑われても仕方がないとする。問題がないのであれば、決定を取り消し、一般職職員も非常勤職員もどちらも同じように氏名を公開・非公開の決定を統一してほしい。

行政機関の職員は一般市民の人権を尊重しなければならないが、同じ職場で一緒に働く仲間としても非常勤職員の方の人権も尊重しなければいけないと考える。

公開請求をした2022年にはすでに様々なところで行政機関の非常勤職員の労働環境の問題が指摘されている。

情報公開室の決裁責任者が意図的か無意識にしていたかに関係なく、非常勤職員に対する差別的・不当な扱いは許されることではない。必要以上に公開した公文書についても再検討と決定の見直しを求める。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

実施機関が行った本件処分は正当かつ妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

(2) 弁明の理由

本件公開決定における「2017（平成29）年度～2019（令和元）年度まで（2017年5月16日～2020年3月末）における情報公開室の臨時職員の氏名とそれぞれの職務上の肩書きが分かる文書」としての対象文書は、臨時的任用職員に係る臨時的任用辞令であり、また、本件一部公開決定における「2020（令和2）年度～2021（令和3）年度まで（2020年4月1日～2022年3月末）における情報公開室の非常勤職員（会計年度任用職員）の氏名とそれぞれの職務上の肩書きが分かる文書」としての対象文書は、会計年度任用職員に係る辞令である。

審査請求人は、当該辞令における臨時的任用職員及び会計年度任用職員の氏名が公開されていることに対し、当該氏名が個人情報として保護されていないことを理由として、本件処分を取り消すことを求めている。

条例第7条本文は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と規定しており、同条第1号は、個人に関する情報であつて、特定の個人の情報を識別することができるもの等を個人情報として非公開情報としたうえで、同号ただし書ウにおいて、当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報から除くと規定している。

上記辞令は、そこに記載された職員が、それぞれの任用期間において情報公開室の臨時的任用職員又は会計年度任用職員として任用され、記載された職務に従事することを示す文書であり、記載された情報は職務遂行の内容に係る情報であることから、当該職員の職及び氏名は条例第7条第1号ただし書ウに該当するものとして非公開情報から除かれるため、公開しているものである。

よって、本件処分は、正当かつ妥当な処分である。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、平成29年度から令和3年度までの情報公開請求受付等の窓口である情報公開室の全ての職員の氏名、職務上の肩書き及び職務担当内容が分かる文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、「令和3年度情報公開室業務分担一覧」（以下「本件対象文書①」という。）、「臨時的任用辞令の写し」（以下「本件対象文書②」という。）、会計年度任用職員の「辞令の写し」（以下「本件対象文書③」という。）を特定している。

当審査会において審査請求人に確認したところ、当該特定のうち、本件対象文書①については問題なく、残る本件対象文書②及び本件対象文書③については本件公開請求の対象ではないとのことであった。また、公開された本件対象文書②及び一部公開された本件対象文書③には非常勤職員の個人情報に記載されており、審査請求人が別途行った公文書公開請求において一般職職員の氏名が個人情報として保護されたことに対して、本件公開請求において非常勤職員の氏名は個人情報として保護されず公開されることは不当な差別的な扱いであるとして、本件処分の取消しと決定処分のやり直しを求めているとのことであった。

そこで、実施機関がすでに実施した本件対象文書②の公開及び本件対象文書③の一部公開に係る本件決定の取消しを求める本件審査請求に請求の利益が認められるかについて検討することとする。

2 審査請求について

条例第19条の2第1項によれば、「公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作为について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。」と規定されており、一般的に「不服がある者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」をいうとされている。

これを踏まえ、以下、本件審査請求において審査請求人が「不服がある者」に該当するかについて検討する。

3 本件審査請求における審査請求人の「不服がある者」の該当性について

当審査会において検討したところ、審査請求人の主張は、本件決定における一般職職員と非常勤職員の違いによる個人情報の取扱いが異なることが、不当、差別的であるとして、一般職職員と非常勤職員ともに個人情報として同等に取り扱うことを前提に、本件処分の取消し及び処分のやり直しを求めているものと解される。

そうすると、審査請求人は、本件決定において本件対象文書が公開又は一部公開されたことに対して利害を有しておらず、本件決定が審査請求人の公開請求権を侵害していないことから、「自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者」に該当するとは認められない。

4 小括

以上のことから、本件審査請求においては、審査請求人は行政不服審査法上の不服がある者に該当しないため、請求の利益が認められず、本件審査請求は、これを却下すべきである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月23日	実施機関からの諮問

令和5年3月6日	実施機関の弁明意見書を収受
令和5年5月10日	審査請求人の反論等意見書を収受
令和7年4月30日（第1部会）	審議
令和7年5月26日（第1部会）	審議
令和7年6月30日（第1部会）	審議
令和7年7月28日（第1部会）	審議
令和7年8月20日（第1部会）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
令和7年9月29日（第1部会）	審議
令和7年10月20日（第1部会）	審議
令和7年11月26日（第1部会）	審議
令和7年12月25日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、大神朋子、大脇成昭、櫛田久代